(目的)

第1条 橋渡し研究を含む臨床研究を推進するために、病院、研究所等の職員が一体となり、 互いの研究を紹介して意見を交換し、技術や関連情報を共有しあうことによって、研究の 質を高めることが重要である。同時に、若手研究者と研究に携わる医療者の人材育成も重 要であり、病院と研究所に共通する課題である。そこで、当センターの若手を中心とした 研究者・レジデント・コメディカルスタッフ等が、各々の研究を定期的に発表し、相互に 討論することによって、若手育成に資する場を設けることを目的とする。

(名称)

第2条 上記の目的を達成するため、「若手育成カンファレンス」を実施する

(参加者、発表者及び演題)

- 第3条 国立精神・神経医療研究センター職員は全て、参加することができる
  - 2 若手臨床研究グループのリーダーは、優先的に研究提案や成果を発表する
  - 3 原則として、医長、室長及びその職に達する前の若手・コメディカル (非常勤含む) を発表者の対象とする

(開催日時)

- 第4条 各回1題の発表を原則とする
  - 2 課題発表は若手臨床研究グループによって行う
  - 3 1年の開催数は若手臨床研究グループの数などを考慮し決定する

(運営体制)

- 第5条 トランスレーショナル・メディカルセンター(TMC)が運営主体となる
  - 2 TMCセンター長、臨床研究支援部、情報管理・解析部が中心となって世話人会を 組織し、進行役を務める

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、TMC部長会で定める

(附則)

- 1. この規程は、平成22年3月18日から施行する
- 2. この規定は、平成28年6月1日から改訂施行する
- 3. 開催日は原則として第4水曜日の12時15分からとする